

令和7年12月25日

第 1 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和7年12月25日（木） 午後3時00分

場 所：呉市役所 7階 751～753号室

付議事項

- 議案第 55 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 56 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 57 号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 議案第 58 号 農地法第5条の規定による許可の申請について
- 議案第 59 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について
- 第 4 号 非農地判断について

出席委員

1 番 柏木 健二	4 番 宮脇 和幸	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝
9 番 今井 満	10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 岡本 亮二
13 番 島田 徹幸	14 番 大道 正孝	15 番 竹内 誠	16 番 新田 隆次
17 番 石田 尚則	18 番 神藤 敦美	19 番 北村 正次	

欠席委員

2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	6 番 高本 光之
-----------	----------	-----------

推進委員

黒田 正純

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野課長補佐 藤並主任 藤岡主事

(午後3時00分)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和7年第12回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、7番 立花委員、8番 水場委員を指名します。本日の欠席通知は、2番 田中委員、3番 谷委員、6番 高本委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回も事前配布資料はありません。本日配付資料として、議案書と申請農地位置図及び令和7年第12回総会議案現地確認写真です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字山手〇〇〇〇番地の〇はか2筆、地目は田、面積は合計280㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は、年齢は43才で新たに野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員：4番 宮脇です。申請地は、郷原市民センターから西に500m程の場所にあります。写真にある家は、譲渡人の両親が以前住んでいた家で、農地と併せて売却されます。譲受人は、野菜を作られるそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字梶屋前〇〇〇〇番地、地目は田、面積は716㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、

譲受人は、71才で経営規模を拡大し、米及び果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：17番 石田です。申請地は、郷原市民センターより黒瀬川を500m程上流に進んだ辺りに位置します。現在、田として管理されています。譲受人は、広島市在住の71歳ですが責任を持って管理すると言っておられました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字田中〇〇〇〇番地の〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計877㎡の第2種農地です。写真の上の地番は郷原町東渡り川となっておりますが、郷原町田中の写真です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は、51才で、新たに米及び果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、郷原市民センター横の県道沿いの水田です。譲受人は、水稻を作付けるそうです。もう一つは、野菜を栽培するそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字堀切〇〇〇〇番、地目は畑、面積は1,375㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、死亡による遺言で遺贈するもので、譲受人は81歳で経営規模を拡大し、レモンを作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、堀切橋の近くです。車の通れるような道は無く、狭い進入

路があります。レモンが栽培されていまして。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町田戸字原畑〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は348㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与すもので、譲受人は、53歳で新たに、かんきつを作付けるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島 田 委 員：13番 島田です。申請地は、蒲刈町の向から田戸集落に向かう県道沿いにあります。かんきつが栽培されていまして。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次の6番・7番につきましては、岡本委員の親族の議案となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、岡本委員は退席をお願いします。

(岡本委員退席)

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊浜町大字大浜字藤原〇〇〇〇番ほか3筆、地目は畑、面積の合計は2485㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作が困難なため貸与するもので、譲受人は、36歳で経営規模を拡大し、かんきつを作付けるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

黒 田 委 員：推進委員 黒田です。申請地は、4カ所に分かれています。いずれもかんきつが植えられていました。少し手の入りが悪い園地がありましたが、譲受人は、若いので頑張って頂

けると思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、豊浜町大字大浜字猪ヶ谷〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積の合計は1007㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作が困難なため売却するもので、譲受人は、36歳で経営規模を拡大し、かんきつを作付けるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

黒 田 委 員：推進委員 黒田です。申請地には、レモンが栽培されていました。園内には大きな石が転がっていましたが、レモン栽培に支障が出る程ではありません。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

(岡本委員着席)

議 長：次に、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広町字上津久茂〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は12㎡の第2種農地です。転用の目的は、墓地として利用するものです。内容は、墓石2基を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要ですが、墓地埋葬等に関する規定による許可に合わせて許可することになります。
農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請人のお墓は山の上にあるのですが、高齢となり管理が困難となっ

たため、今回の申請となりました。仕方ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第57号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とします。1番ついて事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字惣上〇〇〇〇番地の〇ほか8筆、地目は畑及び田、面積は合計971.31㎡の第2種農地です。この申請は、令和2年10月14日に申請し、転用目的が駐車場及び庭敷とし、令和2年10月30日に許可されました。写真でお分かりのように、既に駐車場等として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。その後、譲受人が土地売買を取り消しましたが、申請代理人と譲渡人がうまく連絡を取らなかったため、許可の取消願いが遅れました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：17番 石田です。申請地は、郷原市民センター前の浜田橋東詰めから南に300m程下った辺りで住宅が密集した地域です。事務局説明のとおり令和2年10月30日に許可された後に売買契約が取り消されものです。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番ついて事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字惣上〇〇〇〇番地の〇ほか8筆、地目は畑及び田、面積は合計971.31㎡の第2種農地です。先ほど、第57号議案で許可の取消願いがありましたが、同日許可申請が提出されたものです。転用の目的は、駐車場及び庭用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は駐車場10区画と庭敷209㎡として使用するものです。しかしながら、写真でお分かりのように、既に駐車場等と

して利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。また、固定資産税の地目については、雑種地と宅地になっています。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：17番 石田です。事務局説明のとおりで、令和2年始末書添付の申請で許可を得ましたが、今回取消され、新たな購入者が転用許可申請を行うものです。今回も土地の現状に変更が無く、始末書添付の申請となりますが、致し方無いのかなと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字中ミノカヤ〇〇〇〇番地の〇ほか2筆、地目は畑及び田、面積は合計241㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場及び庭用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は郷原町字ミノカヤ〇〇〇〇番地の〇と一体となす住宅地82㎡と庭敷159㎡として使用するものです。しかしながら、写真でお分かりのように、既に庭敷等として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。また、固定資産税の地目については、雑種地と宅地になっています。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、譲渡人の両親が住んでいた家の関連地です。譲渡人は別の家にお住まいです。庭敷地及び進入路として利用申請されています。許可で良いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町藤脇1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計546㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場及び駐車場用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は、資材置場では、鋼材及びパイプ置き、駐車場2区画として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、藤脇で国道と県道が交差する辺りです。周りには住宅があることから、放置されて荒地になるよりは、良いのではないのでしょうか。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字赤向坂字大筆〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は770㎡の内244㎡の第2種農地です。転用の目的は、進入路及び仮資材置場として利用するため、使用貸借するものです。規模等は、隣接地に太陽光発電施設を設置するための進入路及びパネル及び架台の仮置場を整備する計画で、3か月の転用期間終了後は、農地に復元する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。この場所は、安浦町の北東部にあります。先月の総会で許可を受けた太陽光発電施設の工事資材等の搬入路として利用されるものです。周辺に影響を及ぼす恐れもないので、許可で良いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,691㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネルが合計300枚、発電容量49.5kwを2か所設置する計画で、全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域は除外済です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町中心部から車で北東方面に15分程の場所にあります。周辺には、耕作地が点在しているので、排水路の確保をお願いしておきました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字女子畑字平畑〇〇〇番〇ほか4筆、地目は田、面積は合計で3,195㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネルが合計312枚、発電容量49.5kwを2か所設置する計画で、全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域は除外済です。また、転用面積が3,000㎡を超えるため、広島県農業会議に意見聴取します。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、先程の申請地から500m程離れた場所になります。隣

接地も太陽光発電施設でした。小川沿いで排水に問題もないことから許可で良いと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を行った時に許可します。

議 長：次に議案第59号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、租税特別措置法による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、この制度の適用に当たっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、今回証明申請をしたものです。1番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で3,569㎡の第2種農地です。平成22年5月3日に相続により農地を取得したもので、16年ほど経過しており、現地調査で畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、川尻町中心部でJR川尻駅北側と野呂山道東に分かれてありました。野菜と果樹が栽培されていました。引続き頑張って管理して頂けるとと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定いたします。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程に

より受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が2件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が3件ございましたので、報告します。最後に、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第4号の非農地証明申請について4件を証明し、報告事項第5号の非農地判断について306件を通知しましたので報告します。

議 長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：その他、何か説明事項などありませんか。

事 務 局：

議 長：今までをとおして、何かご意見・質問ありますか。

議 長：今月出席した会議について報告します。12月12日は、呉市役所でウーマンネット広島から女性委員登用のお願いを受けました。18日は、広島市で広島県農業会議の常設審議会が開催され出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和8年第1回総会は、1月28日 水曜日 午前10時30分から
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

議 長：以上で令和7年第12回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後 3 時 4 0 分)

以上は、令和 7 年第 1 2 回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 8 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員